主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由は、違 憲をいうが、その実質は単なる法令違反の主張に帰し、同条所定の場合に当らない と認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とす べきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三三年七月一〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七